

係	専門員	係 長	主 査	主 幹	局 長	副議長	議 長

別記様式3

令和5年6月30日

鶴岡市議会議長 様

鶴岡市議会公明党

代 表 黒 井 浩 之

政務活動費調査・研修計画書

下記のとおり、調査・研修を計画しておりますのでお届けします。

期 日	令和5年7月18日 ～ 令和5年7月20日
参加者氏名	富樫正毅、秋葉雄、黒井浩之
場所・会場	福島県双葉町、茨城県坂東市、埼玉県三郷市
調査・研修 項目(目的)	〈福島県富岡町〉 ・東京電力廃炉資料館において東日本大震災と原子力災害による複合災害の教訓を学ぶ 〈茨城県坂東市〉 ・子育て支援策（新生児応援給付金、子育て世代定住促進奨励金等）について学ぶ 〈埼玉県三郷市〉 ・日本一の読書のまち推進事業と親の学習推進事業について学ぶ
交通手段	自家用車 ・ J R ・ 飛行機 ・ レンタカー
行 程	※詳細は別紙のとおり



令和5年度 鶴岡市議会公明党 行政視察 行程表

月 日	行 程	備 考
R5 7/18 (火)	8:00 13:00~14:30 鶴岡市役所本所……(昼食)……【原子力災害伝承館】… ※移動手段…全行程レンタカーを使用。 18:00 …宿舎(茨城県つくば市内)	【東日本大震災・原子力災害伝承館】※自主視察。 〒979-1401 福島県双葉郡双葉町大字 中野字高田 39 TEL 0240-23-4402
7/19 (水)	9:30 10:00~11:30 宿舎……【坂東市役所】……(昼食/坂東市内見学等)…… 17:00 …宿舎(埼玉県三郷市内)	【茨城県坂東市】 ・子育て支援策について(新生児応援給付金、子育て世代定住促進奨励金 等) [坂東市議会事務局] 〒306-0692 茨城県坂東市岩井 4365 TEL 0297-35-2121
7/20 (木)	9:00 9:30~11:30 18:30 宿舎……【三郷市役所】……(昼食)……鶴岡市役所本所	【埼玉県三郷市】 ・日本一の読書のまち推進事業について ・親の学習推進事業について [三郷市議会事務局] 〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648-1 TEL 048-930-7768

係	専門員	係 長	主 査	主 幹	局 長	副議長	議 長

別記様式 4

令和 5 年 8 月 1 5 日

鶴岡市議会議長 様

鶴岡市議会公明党

代 表 黒 井 浩 之

政務活動費調査・研修報告書

調査・研修が終了いたしましたので、報告します。

期 日	令和 5 年 7 月 1 8 日 ～ 令和 5 年 7 月 2 0 日
参加者氏名	富樫正毅、秋葉雄、黒井浩之
場所・会場	福島県双葉町、茨城県坂東市、埼玉県三郷市
調査・研修 項目(目的)	〈福島県富岡町〉 ・東京電力廃炉資料館において東日本大震災と原子力災害による複合災害の教訓を学ぶ 〈茨城県坂東市〉 ・子育て支援策（新生児応援給付金、子育て世代定住促進奨励金等）について学ぶ 〈埼玉県三郷市〉 ・日本一の読書のまち推進事業と親の学習推進事業について学ぶ
調査・研修 の内容及び 所 見	詳細は別紙資料のとおり



7月18日

報告者 富樫正毅

[所 感]

福島原子力発電所の廃炉

- ・一定の安定化を達成し、中長期的な本格的な廃炉事業の開始が始まっている。
- ・リスクレベルの高いリスク源をより安定な状態に持ち込む作業を推進中
- ・事故炉からの使用済み燃料の回収が半分程度終了。1・2号機については、より確実な取り出しの準備工事中
- ・1号機と2号機の炉内点検が本格化 (ROV,遠隔アームの利用)
- ・固体放射性廃棄物の保管強化と減容が進行中
- ・汚染水発生量低減と建屋内滞留水の低減が進行中
- ・ALPS 処理水海洋放出の準備中 (地元了解や風評被害対策を前提とする)
- ・大熊分析センターの竣工を予定
- ・東電のプロジェクト管理やエンジニアリング体制の強化を進めている
- ・中長期廃炉に関わる地元産業の拡大を進めている

廃止措置に関する懸案事項

- ・廃止措置廃棄物の処分場の確保
- ・実効性のあるクリアランスの確保
- ・廃止措置を請け負う産業界体制 (サプライチェーン) の確保
- ・廃止措置やその廃棄物に関わる国民への情報提供や対話の拡充
- ・関係事業者による主体的かつ積極的な連携活動の拡大
- ・廃止措置廃棄物やサイト開放に関わる安全規制基準 (規制委員会による審議中) 制定

現実的な出口戦略を模索する動きを政府や事業者にと要請する必要があるが、政策的に現状可能な対応として何ができるのかを議論しておくことが必要である。

発生者責任を有する電気事業者が全体で連携して合理的解をだす姿勢が必須。発生責任者を前提とした上で、国が何を支援できるかが政策的には重要なカギとなる。

廃棄物の放射性濃度や核種組成に応じて適切な処分方法を決定するというリスクレベ

ルに応じた対応が国民に理解されていないと思われる現実に対して、すべての放射性廃棄物の処分安全性に関する理解醸成のために、国が事業者をサポートするアクションが今まで以上に必要ではないか。

廃止措置やクリアランス等に関する「ステークホルダーインボルブメント」の重要性が、世界的共通に指摘されている中で、政府による「ステークホルダーインボルブメント」強化の具体案が期待される。

廃止措置廃棄物を含む低レベル放射性廃棄物への取組みへの、国としての統一感が、益々期待される。

行政視察報告書

鶴岡市議会 公明党
報告者 秋葉 雄

1. 視察日程及び視察項目

視察日程 令和5年7月19日(水) 10:00～11:30

視察地 茨城県坂東市

視察項目 子育て支援策について

(新生児応援給付金、子育て世代定住促進奨励金等)

参加者 富樫 正毅
秋葉 雄
黒井 浩之

2. 視察地の概要

坂東市は茨城県の南西部、都心から50km圏に位置する田園都市、人口は令和5年7月1日現在、52,418人、坂東の風雲児、平将門公ゆかりの地である。

しかしながら、都心へ直通の鉄道はなく、交通アクセスが都心から50km圏内にしては不便であり、通勤・通学はもっぱら自動車を利用することになる。

近年、市内に進出した企業も多く、昼間人口は増えているものの、総人口は1995年(平成7年)をピークに減少傾向となっている半面、世帯数は増加するという核家族化が進行しており、行政としても頭を悩ませる課題に直面してきた。

今回、私たちは、本市同様のこうした課題に対して、子育て支援を講ずることによる成果はどのくらいあるのか、又、国が打ち出した施策である子育て支援策をより効果的に実施する方策として、同市が先進的に取り組んでいる事業について勉強させていただいた。

3. 事業の概要

① 新生児応援給付金

ア【概要】

市民の出産を祝福し、時代を担う児童のすこやかな成長を願うため、子育て応援の取り組みとして新生児世帯に対し、給付金を支給する。令和4年度から開始
(支給対象)

《支給対象児》

出生日から当該給付金の申請を行う日まで引き続き坂東市の住民基本台帳に記録されている児童

《支給対象者》

支給対象児の誕生日から当該給付金の申請を行う日まで引き続き坂東市の住民基本台帳に記録されている支給対象児の保護者

(支給金額)

支給対象児1人当たり5万円

(支給申請)

支給対象者からの申請により支給

(予算)

(令和5年度当初) 5万円×280人=1,400万円

イ【課題】

- ・市の事業周知が十分ではない(市外・県外の方への情報発信方法)
- ・国の補助事業(出産・子育て応援給付金 妊娠届出5万円、出生届出時5万円)と内容が類似しており、市民が混同しやすい

ウ【展望】

- ・制度の周知に努めるとともに、子育て世帯が坂東市で子育てしたいと思っただけのよう、子育て環境の整備、子育て支援施策の充実に向けて、市全体で取り組んでいく

② 子育て世代定住促進奨励金

ア(取り組みの経緯)

- ・1995年(平成7年)をピークに人口減少が続いている
- ・全国と比較しても坂東市は20才～34才の人口が特に少ない
この年代は「子育て世代」であり、持続可能なまちづくりのために当世代の減少抑制は必須
- ・調査の結果、血縁や地縁などが住む場所に影響を与えている可能性が高く、「家族との同居又は近居」を望む回答が30代で最も高かったことから、同居等により家族から住居や子育てに関する支援を受けられることが定住のためには、重要な要素であることがうかがわれた。
- ・「自治体に望む支援制度」に関する調査では、住宅に関する補助を望む声が75.4%と最も高かった。
- ・そのうち、「引っ越し費用補助」と「自宅購入補助」を望む割合が高かったことから、住宅に関する支援制度を充実させることにより、移住希望者の関心が高まることが想定された。

イ【制度の概要】

本市の定住人口の増加及び地域の活性化を図るため、市内に定住する意思をもって住宅を取得する転入者に対し、移住に伴う住宅費等の支援を行なうため、奨励金の支給を行う。

(助成対象)

以下のすべてに該当する世帯

- ・申請日において本市に転入して3年以内の方 ※Uターンの場合は転出期間が1年以上
- ・夫婦ともに20才以上40才以下であること、または15才以下の子を1人以上養育していること
- ・取得した住宅の所在地に住民票があること
- ・新築または中古住宅を取得し、転入者本人または配偶者等が所有権を有していること
- ・申請日が属する年度内に住宅の所有権登記が完了していること
- ・世帯全員に市税等の滞納がないこと

(支給金額)

次の基本額と加算額を合わせて最大30万円(上限)

A 基本額 新築住宅 15万円または中古住宅5万円

B 加算額 ・子1人につき +5万円

・居住誘導区域内 +5万円

・市内者施工 +5万円 ※新築住宅のみ

(予算)

令和4年度当初 30万円×40件=1,200万円

(事業周知)

令和4年度事業開始に伴い、市ホームページ、広報誌及びSNS等で事業周知を実施

ウ【取り組みによる効果】

- ・取り組みによる効果

市外からの転入者を多く取り込み、定住を促す制度として一定の効果

- ・移住者の推移

令和4年度における日本人の転入人数は940人に対し、転出人数は1,176人となっており、236人の転出超過となっている。一方で外国人の転入人数は1,263人に対し、転出人数は762人となっており、5014人の転入超過となっている。

エ【課題と展望】

(課題)

- ・本事業は、市外からの転入者を多く取り込み、定住を促す制度として実施しているものであるが、転入者よりも転出者が多い状況であるため、今後は転出者を抑制する取り組みについて検討が必要
- ・本事業アンケート回答者から「市の事業周知がじゅうぶんではない」との意見が一体数あるため、更なる事業周知を図る必要あり

(展望)

- ・市街転出を抑制するとともに、本市の定住人口と関係人口の増加を図るため、様々な移住支援策の拡充、検討を実施
- ・移住者にとって「住みやすいまち」と認識していただけるよう、移住支援策のみならず、他分野（子育て支援、公共交通、医療福祉、農業等）と施策の連携・充実を図り、転出の抑制と本市への移住・定住を促進

4. 所感

全国どこの地方都市も人口減少と少子化が進行する中、様々な支援策を講じているが、視察させていただいた坂東市においても、私たちが勉強させていただいた2つの事業以外でも涙ぐましい努力を続けておられる様子が垣間見られた。

鶴岡市でも30年余に及ぶ取り組みが続けられているが、人口減少には一向に歯止めはかからない。全国どこの地域でも同様である。

こうした状況を招いたのは何が原因となったのか。最近ようやく、私たちの社会は根本的なところで重大な考え違いをしてしまったのではないかと気づき始めたのではないと思う。詳細については、別の機会に譲るとして、小手先の支援策を考えるよりも、生物としての人間が減びてしまう前に、正常な生態系の中で生き残る方策は何かを模索しなければならない時代を迎えていることを実感した。

埼玉県三郷市

○日本一読書のまち推進事業について

○親の学習推進事業について

黒井 浩之

1. 視察日時 令和5年7月20日 9:30~11:30

2. 視察事項 ○日本一読書のまち推進事業について

○親の学習推進事業について

訪問先：埼玉県三郷市役所

説明者：教育委員会生涯学習部長、

生涯学習部日本一読書のまち推進課長、担当者

生涯学習部青少年課長、担当者

3. 埼玉県三郷市（令和5年7月1日）

・人口：142,040人 ・面積 30.13 平方キロメートル

4. 施策の概要

【親の学習推進事業】

- ・平成25年に日本一読書のまちを宣言し、取り組んでいる。
- ・その柱に「親の学習」を掲げ、市の委託を受けて青少年育成市民会議の子育て応援部会が実施。
- ・親から学んだり家庭環境で学んだりすることが少なくなり、次世代育成力に乏しい親が増えていることへの問題意識から取り組みが始まった。
- ・最近はコロナ禍などで共感力が乏しい世代が増えていることが新たな問題。
- ・親の学習は、県+市のプログラムで参加型、ファシリテーターを中心に学習を行う。
- ・「親が親になるための学習」は未就学児の保護者、小・中学校の保護者対象で実施。
- ・テーマ性を持った毎月の講座で、オンラインでの開催も同時にしているので親は参加しやすいと好評。
- ・内容は保護者アンケートの結果によりプログラムを作成する。
- ・子育てお助けハンドブックを作成し、保護者に配布しており、学校の先生用にも作成している。
- ・家庭教育充実に向けた事業として「子どもが本を好きになるには」と題して福音館書店から講師を招いて保護者向け講座をしている。
- ・親の学習事業はすぐに成果が上がるものではないが、参加者からは参加してよかった、勉強になったなどの声を聞くと親力の向上につながっていると感じる。
- ・学校の先生への講座は、教育委員会に学校籍の専門指導員がいて学校行事との調整を行っている。

Q 青少年育成市民会議の組織体制は？

A 事務局は教育委員会。学校の依頼を受けてファシリテーターの派遣をする調整をしたり、講座の内容の相談や打ち合わせなどを行っている。

Q ファシリテーターの状況は？

A 全体では 20 数名。報酬は出る。PTA経験者が資格を得ることでファシリテーターになる。ファシリテーターによっていろいろな評価がある。指名が集中するということもあるが、事務局で調整して配置する。講座の依頼はまだコロナ前並みまでは戻っていない。コロナ前は、H28 は 277 講座 10,615 人、R4 は 73 講座 942 人。

【日本一の読書のまち推進事業について】

- ・H25 に「日本一読書のまち宣言」をして H30 に日本一読書のまち推進課を設置。
- ・日本一読書のまち三郷推進計画を策定し、現在第 2 次計画期間中。この計画を策定したことにより市内の読書環境を計画的に整備できるようになった。

〈ふれあい文庫〉

- ・市内のどこでも本にふれあえることを目的にスターボックスや市役所にふれあい文庫を設置。開始から 5 年で現在市内に 24 カ所。貸し出しには手続きは必要なく 2 週間をめでに返却してもらう。

〈ふれあいブックサポーター〉

- ・ふれあい文庫が増えてきて、これまで職員で入れ替えをしていたが間に合わなくなってきて「ふれあいブックサポーター」制度をつくった。本の定期的な入れ替えなどの活動を行っている。R3 に全 3 回のふれあいブックサポーター養成講座を受講した 16 名が活動を開始。R4 もさらに 16 人が増えて活動中。

〈子ども司書〉

- ・未来の読書活動のリーダーを育成することを目的に、子ども司書養成講座を修了した児童を子ども司書に認定。
- ・養成講座は市内に住む小学 6 年生対象で、現在まで 11 期で計 350 名。12 期は 22 名の受講者があり、昨日開校式をしたばかりで 12 月閉校式まで各種講座を受けていただく。
- ・中学校 3 年間で活動する期間。活動内容は、公共施設の行事に参加、子ども読書活動のリーダー役を担う、地元新聞紙に毎月おすすめの本を紹介する記事を掲載、読書会を老人福祉センターや児童館などで実施、などだが中学卒業後も希望者は読書会のボランティアなどで引き続き活動をしてもらっている。
- ・市の読書活動の新たなリーダーとしてサポートを続けていきたい。

〈文学講演会〉

- 作家を招いての文学講演会を開催。応援団長の柳田邦男氏の支援でなど今年は 12 月に池上彰が決定。
- 多くの市民が楽しみのイベントとなっている。

〈絵本サーキット〉

- R4 から開始したものだが、読書による官民連携、出版社との連携を図るため絵本作家を招いて3回開催した。
- 日本児童図書出版協会（児童書出版）の協力で開催。
- 絵本販売とサイン会などで著者とふれあれる。

〈みさと秋の読書まつり〉

- 文学講演会に加えて落語会やオンラインで参加できるなぞときゲームなども実施。

〈みさと桜ブックフェス〉

- 桜の時期に多くの方から読書を楽しんでもらうフェス

〈ふれあいブックワゴン〉

- 市が所有する図書という知の財産を市全体で活用するために、市のマスコットキャラクターをラッピングし市内各所に本を届けている車のこと。
- 本を届ける際には市の図書司書が現地に行って本の読み聞かせや紹介を行うなど、図書館に足を運ぶことが難しい方にも読書にふれあう機会を創っている
- 学校に依頼されて、学習用図書を市の図書司書が選定して学校に届けたりしており、R4 は保育所・幼稚園に千冊以上、図書館の資料貸し出しとして学校に 4700 冊以上本を運んだ実績となった。R5 に2号車の導入が決まった。

〈ふれあいトライアングル事業〉

- 「ふれあいブックサポーター」が「ふれあい文庫」の日々の手入れを行い、その本を入れ替える際には「ふれあいブックワゴン」で本を運ぶ、この三つをしっかりと循環させていくことで、「日本一本とふれあえるまち三郷」の実現を目指していく。

〈図書館機能について〉

- 三つの図書館とコミセンに併設された4つの図書室がある。
- 三郷中央におどりプラザ予約図書受取カウンターができて、すべて 1.5 キロ圏内にあるように配置されている。どの施設からでも貸し出しと返却が可能。
- 図書館事業として親子対象事業や子ども向け事業など行っている。

- ・福袋事業は何が入っているかわからない驚きを呼ぶ事業として好評。
- ・「ランドセルブックよもよも」小学校1年生にリストから選んでもらった本をプレゼント
- ・「ブックトーク」小学校3年生には図書館司書が全小学校に出向いて本の楽しさを伝えている。
- ・「電子図書館」コロナ禍でニーズが拡大し、登録者が大幅に伸びた。

〈読書ボランティア〉

- ・多くの学校で読書ボランティアが活動し、図書館でも読み聞かせボランティアから活動してもらっている。
- ・それぞれの団体で活動内容が違うが、朝の学校での読み聞かせや環境整備、掲示物の作成などもしてもらっている。
- ・市ではボランティア交流会やボランティア講座の開催などの支援をしている。
- ・ボランティアへの支援を高く評価されて、埼玉県では初めて「文字・活字文化推進大賞」を受賞した。

5. 所感

【親の学習推進事業】

- ・本市ではPTA単位での研修会は年に1回程度しているが、三郷市は市が事務局となって市全体でしているので、情報が学校PTAの枠を超えて、市全域の親に共有できている。また、報告書に講座の内容をまとめて保護者に配布することですべての保護者が手元に共有の情報を持つことができる。
- ・また、単位PTAで研修するにあたって市事務局が講師の紹介や研修内容などについて気軽に相談できる場所となっている
- ・市内で行われる講演などの内容が、市内に残されて共有されていくということは画期的であり、本市の情報共有のあり方を検討する必要がある。
- ・学校の先生に対する講座があったが珍しい。PTAのPとTが同じ方向を向ければ一番いいが、教育現場ではなかなかそうはいっていない現状がある。PとTで子どもに接する考え方を共有していこうとする取り組みは本市でも参考とすべきである。
- ・本市でも生涯学習活動には取り組んでいるがあるが、あくまで意欲のある方の任意学習である。三郷市のように親に向けて具体的に学習していこうという働きかけをしっかりと行っている事例は少ない。本市でも親に向けて学習して成長しよう促し、学ぶ機会を幅広く提供できるよう検討すべきである。

【日本一の読書のまち推進事業について】

- ・読書のまち推進課は4名とのことで、これだけの事業をするのは相当大変だと感じたが、課員として学校教員が毎年派遣されてくることや課長も図書館長から異動してきたことなどなんとなく乗り越えてきているとのこと。加えて他課とのコラボで多くのイベントを実施しているから何とかこなせているとのことであった。

- 読書のまちを掲げるだけに全市をあげての取り組みは圧巻であり、他部署との連携にも強力に取り組まれており、本市でも参考にすべきである。
- 読書のまち宣言から 10 年が経過したが、具体的に政策体系を構築して着実に進めてきた結果、サポーターや子ども司書の人数にも表れているように市民の中に「読書」が当たり前のように入透している。できることは何でもやるというだけではなく、ふれあいトライアングルのように事業を循環させて広げていくとの考え方をしっかり軸に据えての取り組みは、今後本市の政策立案にあたっては大いに参考にすべきであると感じた。

別記様式 3

係	長	次	主	主	主	主	主	主

令和5年12月25日

鶴岡市議会議長 様

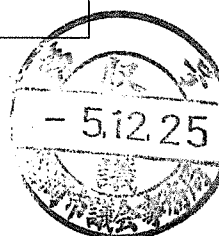
鶴岡市議会公明党

代表 黒井 浩之

政務活動費調査・研修計画書

下記のとおり、調査・研修を計画しておりますのでお届けします。

期 日	令和6年1月23日 ～ 令和6年1月25日
参加者氏名	秋葉雄、黒井浩之
場所・会場	〈東京都〉千代田区 リファレンス国際ビル貸会議室 豊島区 第一イン池袋「アゼリア」
調査・研修 項目(目的)	※研修内容は別紙のとおり
交通手段	・ JR ・ 私鉄 ・ 飛行機 ・ タクシー ・ バス
行 程	1月23日 (午後)(JR移動) 2名 12:31 14:19/14:27 16:28 鶴岡駅 ～ 新潟駅 ～ 東京駅 1月24日 (午前・午後) 【あなたの街に見える化するセミナー】 会場：リファレンス国際ビル貸会議室 1月25日 (午前・午後) 【総合計画と行政評価への議会としての関わり方】 会場：第一イン池袋「アゼリア」 (午後)(JR移動) 東京駅 ～ 新潟駅 ～ 鶴岡駅 ※詳細は別紙のとおり



令和5年度 鶴岡市議会公明党 行政視察行程表

月日	行 程	備 考
1/23 (火)	(JR移動) 2名 12:31 14:19/14:27 16:28 鶴岡駅 ~ 新潟駅 ~ 東京駅… (都内宿舎) いなほ8号 とき326号 【宿舎】 第一イン池袋 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-42-8 電話 03-3986-1221	
1/24 (水)	(宿舎発 JR移動) 【あなたの街を見える化するセミナー】 時間：10:00~16:30 会場：リファレンス国際ビル貸会議室 千代田区丸の内3丁目1-1 国際ビル2F 内容：右記または別紙のとおり (宿舎へJR移動) 【宿舎】 第一イン池袋 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-42-8 電話 03-3986-1221	主催：地方議員研究会 講座①10:00~12:30 「地方議員のための地域経済 分析システムRESAS活用 【基礎編】」 講座②14:00~16:30 「地方議員のための地域経済 分析システムRESAS活用 【応用編】」
1/25 (木)	【総合計画と行政評価への議会としての関わり方】 時間：10:00~17:00 会場：第一イン池袋「アゼリア」(宿泊場所と同じ) 内容：右記または別紙のとおり (JR移動) 15:40 17:42/17:58 19:50 〈秋葉〉東京駅 ~ 新潟駅 ~ 鶴岡駅 とき329号 いなほ9号 17:40 19:39/19:54 21:46 〈黒井〉東京駅 ~ 新潟駅 ~ 鶴岡駅 とき337号 いなほ11号	主催：廣瀬行政研究所 講座①10:00~13:00 「地方公共団体における総合 計画の最新動向と進行管理の ポイント」 講座②14:00~17:00 「地方議員・議会と行政評価」 1名のみ聴講

あなたの街を 見える化する 特別セミナー

in 東京

1/24 水 2/21 水 3/29 金

10:00~12:30

地方議員のための 地域経済分析システム RESAS活用 基礎編

- ・RESAS(地方経済分析システム)の概要:
RESAS操作の基本、RESASの全体像
- ・人口マップ解説: 人口構成、人口増減(自然増減、社会増減)、
将来人口推計、人口メッシュなどの見方と使い方
- ・地方財政マップ解説: 地方財政指標(財政力指数、経常収支比率、
実質公債費比率、将来負担比率、人口あたり職員数、人口1人あたり人件費・
物件費等の決算額、ラスパイレース指数など)などの見方と使い方
- ・医療・福祉マップ解説: 医療需給、介護需給の見方、比較の仕方

14:00~16:30

地方議員のための 地域経済分析システム RESAS活用 応用編

- ・RESASの経済分析活用事例と議員の役割
- ・地域経済循環マップ解説: 地域経済循環の見方と考え方
- ・生産分析について: 地域内産業構成、各産業生産額、
影響力・感応度分析の見方
- ・分配分析について: 総所得・雇用者所得・其他所得の見方
- ・支出分析について: 総支出・民間消費・民間投資・其他支出の見方
- ・産業構造マップ解説: 全産業構造、稼ぐ力分析、
製造業構造などの見方と考え方
- ・観光マップ解説: 目的地分析、From-to分析(宿泊者)などの
見方と考え方
- ・企業活動マップ、消費マップ、まちづくりマップなどの解説



講師紹介

えなみ としひろ
榎並 利博

行政システム株式会社
行政システム総研 顧問、
夢科情報株式会社 管理部
主任研究員

1981年 東京大学文学部卒業。1981年 富士通株式会社入社、自治体向け情報システムの開発作業に従事。1996年 株式会社富士通総研へ出向、電子政府・電子自治体、地域活性化分野を中心に研究活動を行う。住基ネットの時代より番号制度の研究に携わり、各種団体活動を通じてマイナンバー制度の実現へ取り組む。また、地域活性化においては、事例研究とともに地方活性化レストランの実践活動も行う。
『自治体のIT革命』、『社会変革する地域市民』、『地域イノベーション成功の本質』、『共通番号(国民ID)のすべて』、『企業のためのマイナンバー取扱実務』、『医療とマイナンバー』など、電子政府・地域活性化関連およびマイナンバーに関する著書多数。

↑ FAX 050-6868-9679 ↑

お申込みは  FAX または  メールにて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたはメールにて送付します。「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。

 メール申込み方法

mail@chihogiken.or.jp

 FAX申込み書

申込書に明記の上、FAXで050-6868-9679宛にお送りください。
参加される講座にチェックボックスへ ☒ チェックください。

in 東京

1月24日
(水曜日)

☐ 10:00~12:30
地方議員のための
地域経済分析システム
RESAS活用 **基礎編**

☐ 14:00~16:30
地方議員のための
地域経済分析システム
RESAS活用 **応用編**

2月21日
(水曜日)

☐ 10:00~12:30
地方議員のための
地域経済分析システム
RESAS活用 **基礎編**

☐ 14:00~16:30
地方議員のための
地域経済分析システム
RESAS活用 **応用編**

3月29日
(金曜日)

☐ 10:00~12:30
地方議員のための
地域経済分析システム
RESAS活用 **基礎編**

☐ 14:00~16:30
地方議員のための
地域経済分析システム
RESAS活用 **応用編**

お名前	(フリガナ)		貴議会名	(期目)
電話番号	() -	FAX番号	() -	
E-mail	@			
領収証宛名	ご本人様名 ・ その他 ()			
会場の参加を希望せず、 郵送サービスでのお申込みの方は チェックしてください		☐ 当日不参加(資料、USB動画データ、領収証 郵送希望) 動画データの無断転載等にはしないことに同意して申込みます ※定員がごございますので、チェックされた方は来場されてもご入場をお断りさせていただきます。 必ず欠席される方のみチェックしてください。		
郵送先の住所 ※郵送希望の方は ご記入ください		郵便 番号 (-)		

開催
場所

リファレンス国際ビル貸会議

[6講座同場所] 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目1-1 国際ビル2F

受講料

1講座 15,000円(税込)

受講料は「受講確認書」到着後に
事前にお振込みをお願いします。

※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

お問合せ・事務局

地 方 議 員 研 究 会

TEL 050-6868-9678

FAX 050-6868-9679

メール mail@chihogiken.or.jp

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-2-2
大阪駅前第2ビル2階5-6号室

会場が
変わりました



- ▶ JR有楽町線 有楽町駅 国際フォーラム口より 徒歩1分
- ▶ 東京メトロ有楽町線 有楽町駅 D1より連絡
- ▶ 東京駅から 徒歩10分 ▶ 東京駅からタクシーで約500円

議員・職員のための

同時開催！
オンラインセミナー

総合計画と行政評価への 議会としての関わり方

1月25日(木) in 東京

10:00~13:00

地方公共団体における総合計画の最新動向と進行管理のポイント

1. 計画行政の意義と総合計画の位置づけ
2. 総合計画導入の経緯と現在までの変遷
3. 法による策定義務付けの廃止による影響
4. 総合計画の枠組み（計画の位置づけ・構成等）の動向
5. 一般的な策定プロセスと重視すべきポイント
6. 策定プロセスへの住民参加の手法
7. 特に留意すべき関連計画
（コデジタル田園都市構想、SDGs等）
8. 行政評価を活用した総合計画進行管理への
取り組み



講師：大塚 敬

【三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
自治体経営改革室 兼 公共経営・地域政策部
主席研究員】

（兼務）港区政策創造研究所 所長、（兼務）東海大学総合社会科学研究所客員教授、総務省「政策立案に資する新たな統計研修開発のための調査研究」検討会長をはじめ多数の委員を歴任。

14:00~17:00

地方議員・議会と行政評価

1. 地方自治体と行政評価
2. 議員としての評価目的
3. 議員と評価結果の使い道
4. 議会としての評価活動
5. 議員としての評価活動
6. 議員・議会による行政評価の展望



講師：西出 順郎

【明治大学公共政策大学院教授】

福井県庁職員、琉球大学大学評価センター准教授、岩手県立大学総合政策学部教授を経て、現職。早稲田大学大学院公共経営研究科博士後期課程修了。学術修士（経済学）・行政学修士（いずれもシラキュース大学マクスウェル行政大学院）、博士（公共経営）。参議院行政監視委員会調査室客員調査員、総務省政策評価に関する有識者懇談会構成員、同省行政事業レビュー外部有識者会構成員、人事院契約監視委員会委員、地方行政実務学会理事。専門は、政策（行政）評価および公共（行政）経営。

（株）廣瀬行政研究所

お申込みはホームページからお願いいたします。

廣瀬行研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<https://www.gikaisoken.jp>

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

参加希望講座のチェックボックスに
☒ をお願いいたします。

フリガナ		
お名前		
貴議会名		
領収書 お宛名		
ご住所	(〒 —)	
TEL	() —	
FAX	() —	
E-mail	@	

☐ 1月25日(木)10:00～13:00 東京
地方公共団体における総合計画の
最新動向と進行管理のポイント

☐ 1月25日(木)14:00～17:00 東京
地方議員・議会と
行政評価

※オンラインによる受講をご希望される方は、
チェックボックスに☒をお願いいたします。

☐ オンライン受講

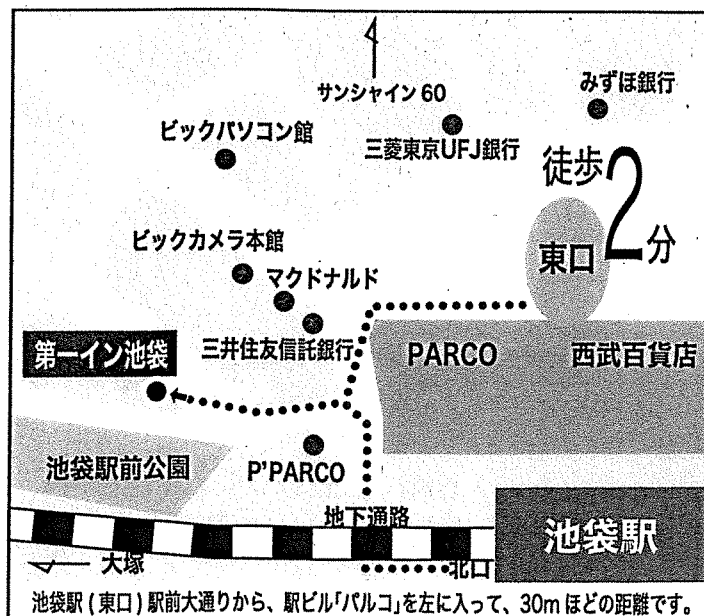
※オンライン受講ご希望の方は必ず E-mail をご記入ください。

★キャンセルは7日前までにメールまたはFAXにてご連絡ください。

※お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。

※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。

※お一人様につき1つの講座の申し込みが必要です。1つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。



受講料

各講座受講 15,000円(税込)

2講座受講 25,000円(税込)

開催場所

第一イン池袋「アゼリア」

JR 山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線

地下鉄丸の内線 / 有楽町線 / 副都心線

池袋駅東口 徒歩2分

お問い合わせ・事務局

※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧ください。

(株) 廣瀬行政研究所

112-0011 東京都文京区千石 2-34-6

TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

<https://www.hirosegyoken.jp>

係	専門員	係長	主査	主幹	局長	副局長	議長

別記様式 4

令和6年2月19日

鶴岡市議会議長 様

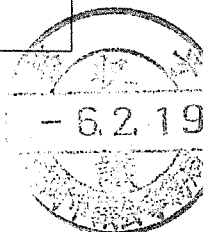
鶴岡市議会公明党

代表 黒井 浩 之

政務活動費調査・研修報告書

調査・研修が終了いたしましたので、報告します。

期 日	令和6年1月23日 ～ 令和6年1月25日
参加者氏名	秋葉雄、黒井浩之
場所・会場	〈東京都〉千代田区 リファレンス国際ビル貸会議室 豊島区 第一イン池袋「アゼリア」
調査・研修 項目(目的)	1月24日(リファレンス国際ビル貸会議室) 講座①10:00～12:30 「地方議員のための地域経済分析システムRESAS活用【基礎編】」 講座②14:00～16:30 「地方議員のための地域経済分析システムRESAS活用【応用編】」 1月25日(第一イン池袋「アゼリア」) 講座①10:00～13:00 「地方公共団体における総合計画の最新動向と進行管理のポイント」 講座②14:00～17:00 「地方議員・議会と行政評価」1名(黒井)のみ聴講
調査・研修 の内容及び 所 見	詳細は別紙資料のとおり



令和5年度 鶴岡市議会公明党 行政視察行程表（変更後）

月日	行 程	備 考
1/23 (火)	(飛行機移動) 2名 12:10 13:15 庄内空港 ～ 羽田空港 全日空 NH398 便 (宿舎へ移動) 【宿舎】 第一イン池袋 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-42-8 電話 03-3986-1221	※上越新幹線が架線のトラブルの影響で、午前10時頃から終日運転を見合わせのため、JRから飛行機に変更
1/24 (水)	(宿舎発 会場へ移動) 【あなたの街を見える化するセミナー】 時間：10:00～16:30 会場：リファレンス国際ビル貸会議室 千代田区丸の内3丁目 1-1 国際ビル2F 内容：右記または別紙のとおり 【宿舎】 第一イン池袋 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-42-8 電話 03-3986-1221	主催：地方議員研究会 講座①10:00～12:30 「地方議員のための地域経済分析システムRESAS活用【基礎編】」 講座②14:00～16:30 「地方議員のための地域経済分析システムRESAS活用【応用編】」
1/25 (木)	【総合計画と行政評価への議会としての関わり方】 時間：10:00～17:00 会場：第一イン池袋「アゼリア」（宿泊場所と同じ） 内容：右記または別紙のとおり 〈秋葉〉JR移動 15:40 17:42/17:58 19:49 東京駅 ～ 新潟駅 ～ 鶴岡駅 とき 329号 いなほ9号 〈黒井〉飛行機移動 20:15 21:15 庄内空港 ～ 羽田空港 全日空 NH399 便	主催：廣瀬行政研究所 講座①10:00～13:00 「地方公共団体における総合計画の最新動向と進行管理のポイント」 講座②14:00～17:00 「地方議員・議会と行政評価」 黒井のみ聴講

研修会参加報告書（その1）

報告者 黒井 浩之

○研修会名 あなたの街を見える化するセミナー

○日時 令和6年1月24日（水）午前 10:00～16:30

○研修参加者 秋葉雄、黒井浩之 2名

○研修テーマ 「講座①地方議員のための地域経済分析システムRESAS活用【基礎編】」
 「講座②地方議員のための地域経済分析システムRESAS活用【応用編】」

○研修内容

- RESAS（リーサス）は、すべて公開されていて、どうぞ自治体で使ってくださいと国は指導している。著作権フリーなデータベース。運営しているのが内閣府なので、常に最新のデータがアップされるということにはなっている。ただデータの取り方によって月毎のものもあればタイミングごとにそれぞれ違う。基本的には最新情報が反映されると考えてもらえば良い。
- 中身を精査してからアップするということをしているので、時間がかかる。中には変なデータが紛れ込んでいたりする時がある。どう見てもおかしいだろうと言うものが入っていたりする。直すたびに現場に確認しないといけないので、そこでアップまで時間がかかる。
- RESAS（リーサス）は自治体職員には周知してあって活用していると言う前提で良い。国の方が実際に使ってくださいということで指示をしているし研修もしている。知らない職員はモグリ。国は一生懸命やっているの、自治体はそれを活用して政策実現してほしい。
- データが最近更新されたと言うのは印刷ページの最初の画面にすぐ出てくる。いつ更新したのかすぐわかる。データのダウンロードボタンを押してExcelなどでダウンロードできる。
- とにかく触ってほしい。触っているうちに使い勝手が見えてくる。まず使って欲しいのは花火マークと3本線のメニュー選択できるマーク。
- メインメニューとサブメニューを使っていろんなグラフを見てデータ分析をしていく。
- メインメニューとしては、人口マップ、他にも経済マップ産業構造マップいろいろある。産業構造マップと企業活動マップには相当いろいろデータが入っている。細分化されたものがあるので活用していく。
- その中の人口マップと地方財政マップを押さえておいていただきたい。これは市町村単位のデータが基本だが都道府県単位しか集めていないものもある。
- 20年後に自分の自治体がどうなっていくのか、そういうことを見ながら今から手を打っていく。高齢人口高齢化社会ということでお年寄りが増えていく。その比率はどうか、生産年齢人口はどうか、今後どうなっていくのかということをきちんと予測していかないと自治体が疲弊してしまってからでは遅い。
- 福岡県の北九州市と福岡市の比較を事例として取り上げていきたい。特徴的な事例を使わない

とグラフを出してもわからない。北九州市の事例を見ながらシミュレーションしていく。

- 人口構成のマップを作ってみると人口ピラミッドがどうなっているのかわかる。人口区分は年少人口生産、年齢、人口老年人口に区分される。これを見ると総人口が右肩下がりがわかる。人口構成で見ると若い人がずっと落ち込んでいる。その一方で、老年人口がずっと増えている。まさに少子高齢化を表現している。当然生産人口年齢も減ってくる。人口が生産年齢人口と逆転したのは1995年頃、これを見てどう考えるか。
- 少子高齢化は日本全体がそうなのだからしょうがないという見方も1つある。国の問題だというふうに捉えることもできる。
- 他の子の状況も見ながら考えてみる必要がある。隣にある福岡市は似たような実施。他市と比較することが大事。福岡市も同じ政令市だが比較してみると北九州とは様相が違う。総人口は増えている。老年人口と生産年齢人口の逆転が起きている。年少人口との逆転が起きている。年少人口はずっと平行で下げ止まりが起きている。そうすると生産年齢人口も微減しているが、大体人口を保っている。生産年齢人口を保っていることがわかる。
- では、福岡市は何をやっているのか、どういう政策をしているのかということ。北九州にしても福岡市がどういうことをしているのか学ぶ必要がある。
- 2045年になると、棺桶型で年少人口がいなくなる。ただ90歳以上の女性がかかなり多くなる。80歳以上の女性がみんな90歳以上になる。女性は半数以上が90以上生きている。男性と違って、健康的な生活をしている。老年人口が40%になる。10人のうち、3人が高齢者になる。高齢者があちこちにいて当たり前、そういう社会になる。人口増減も確認する。
- 地方財政マップを確認すると、北九州市は、財政力指数0.71ですずっと推移して、福岡市は0.89。この差がずっと開いたまま。北九州市は努力する政策が必要。全国平均0.5よりは良いが、政令市としては頑張って財政力指数を上げていかないといけない。
- 経常収支比率は近年4年くらい100%。経常収支比率が100ということは、政策的に何かやろうとしてもお金がなくてできない状況で大変まずい。職員に給料を渡して、社会保障費を使うとすべてお金を使い切ってしまうと言う状況。何かしないといけない。人件費や社会保障を削れないので、他の何かを削らないといけない。
- 福岡も悪くなってるが94を維持しているので、6%分はいろんな施策に使えるお金があるということ。
- 公債比率はどれだけの借金を返していますかということ。北九州は警戒ラインには達していないが、一方福岡市を見ると現状は北九州とほぼ変わらないが、かつて10年位前は警戒ラインを突破していた、と言う事は、過去に借金をしながら、政策を実施して、その政策が功を奏して借金の返済が進められてきたのではないかと推測できる。
- 一方、北九州は10年前は福岡と比べてかなり良かったが何もしなかったからか悪くなってしまったということが言えると思う。
- 将来負担比率は北九州と福岡はクロスしている。福岡も200%を超えていたから何か投資をしたと考えれるが、その後ずっと上り調子で起きている。北九州はもともと福岡より良かったが何もせずにきたから横ばい。借金しようと思えばまだできる状況なので、北九州としては借金をしてでも何か思い切ったことをしてこれから上昇していかなければならない
- 人口あたり職員数を見ると、ずっと1人以上差がある。職員費の負担が福岡より大きい。改

善の余地があるのではないかとということがわかる。

- グラフを見て仮説を立ててきちんと検証をする。財政状況の改善は全国的に行われているのか、まだデータが揃わないので何とも言えない。コロナ補助金でお金が入ってきたからなのか、DXを進めたからなのか精査しないといけない。
- 医療福祉アップデートは都道府県単位でしかとられていない。市町村あたりの比較はできない。
- 医療の需給と介護の需給、それを見るために入院患者数や外来患者数のデータがある。供給数は、診療所の数、病院の数、お医者さんの数。こういったものがデータとしてあげられている。
- 介護の需給については、介護の需要、要介護や要支援の認定者数の数、介護の職員の数、介護保険料、介護費用など。これも都道府県単位で見ることができる。
- こういったデータを見ながら、果たして自分の自治体は住民の要求に応えられているのか比較してみる。仮説を立てて現場で検証してみる。そのためにこういうデータを使ってはかることが大事。
- 経済を活性化させていくためには、どのような手法を取ったらいいか。経済分析は事例分析を中心に進めた。(八戸市、豊岡市、豊田市、府中市など)
- 地域循環マップ、産業構造マップ、観光マップを中心にどうやって活用していけばいいのか、経済政策はこれまでは都道府県がすることと考えていたが、人口が減っていくと市町村としても何らかの経済政策を打っていかなければならないのではないかと機運が高まっている。

○所感

- 自治体職員はRESAS（リーサス）のシステムはみんな知っており、自治体の職員が使えるシステムはこれように一般公開されているものよりももう少し様々な分析ができる高度なシステムになっているとのことだったが、本市ではどのように活用されているか確認する必要がある。
- 議員も市当局と政策論議をするにあたってはこのようなデータベースを踏まえて共通認識に立つ必要があると感じた。
- また、新たな政策の実施にあたってはきちんと客観的なデータを用いて、分析して、市民の皆さんにわかりやすく説明できることが重要である。
- 他市と比較することでそれぞれの長所短所があることがわかり、本市の特徴も見えてくる。RESAS（リーサス）を活用し、本市の現状分析をすすめ、議会からの政策提案につなげていきたい。

研修会参加報告書（その2）

報告者 黒井 浩之

○研修会名 議員・職員のための地方議会セミナー

○日時 令和6年1月25日（木）午後14:00～17:00

○研修参加者 黒井浩之 1名

○研修テーマ 「地方議員・議会と行政評価」

○研修内容

- ・そもそも行政評価を考えると、25年前自治体に流行した1つのツール。しかし25年過ぎて行政評価というシステムがどのように自治体や社会から評価されているかという、厳しい意見が多数挙げられている。
- ・1番多いのはお手盛り評価。お手盛り評価と言うのはなぜかと言うと、自治体の行政機関が自らが自らを評価して公表しているから、どうしても手ぬるい評価になるであろうという意味での批判。それを考えると、地方議会が行政評価というものをしていくという事は、非常に重要な役割を担うという責任を負っている。
- ・しかし、そんなに地方議会が評価に取り組んでいるかといったら多くない。それはなぜか。
- ・地方自治体の行政評価と言うテーマで講演をしても人が集まらない、もしくは関心が薄い。
- ・公的機関の評価というものがいま非常に求められている。何故かと言うと、民間と違って数字やお金で結果が出ないから。儲かりました、儲かりませんでしたというロジックでない。なおかつ教育を考えた場合、何をもって成果として見るのか。これが人によって全く違って来る。
- ・いろんな物差しがある。例えば大学の評価をした場合、研究をしっかりと先生がしているか、生徒の就職がうまくいっているか、などたくさんの物差しがある。就職とただただでもたくさんの物差しがある。地元の企業に就職したのか、学生が満足したところに就職したのか、いろんな物差しがある。なかなか関係者が価値観を共有できない。これが公共政策系の問題となっている。
- ・議会の調査には、地方自治法に規定されている議決権、検査権及び監査請求権、調査権、意見書提出権がある。
- ・自治体として自ら評価しているかについては、市町村では6割が行政評価を導入していると答えている。
- ・執行機関が行っている行政評価と議会の関係で議会がどうコミットするか。1つには行政が実施する評価へ一般委員と一緒に関与する。次の2番目は行政が実施した評価結果の活用、執行機関が実施した評価結果を議会の質問等で活用するというアプローチ。執行機関が行った評価結果を議会が質問で使うのは当然のこと。3つ目が議会による評価対象になった事業を議会独自で評価をする。
- ・何も議会が関与しない自治体が4割にのぼる。

- 行政が実施する議会へのコミットは 6 割。しかし議会への報告、説明、資料配布が多い。これをもとに議会で議論されているということが浮かび上がる。
- 当局が行っている自己評価にとどまらず、議会による評価を行うことが意味がある。執行機関が行う評価の視点とは別に、議決機関として行政の取り組みについてチェックしていくという意味で評価を行っていくということが非常に重要であり、求められている。
- そこから端を発して、議会による評価が行われることになっているが、残念ながら評価点検を実施している実施主体（議会）は 8.8%。広がっているわけではない。
- 議会が行政評価をするのが大事かと聞けば、十人が十人とも大事と言う。しかし行われていない。議会活動の中でシステマティックに評価をしていくことが重要だと言うこと。しかしながら、行っている自治体が少ないということの 2 点がある。
- 行政評価をしなければならないのはみんなわかっている。私は参議院の委員にもなっていて意見を述べているが、なかなか進まない。原因はみんな時間がないから。
- 議会事務局にはスタッフが何人いるのか。情報を集めるとなると当局からもらうしかない。良い情報と悪い情報を 1 番わかっているのは当局。当局からは当局に良い情報、お手盛りの情報しかもらえない。それが嫌なら自分で情報を集めろと言う話になるが、議員は日々の政治活動や議員活動に忙しく情報を集めるだけの時間が取れない。だから当局からもらう。
- 自分で調べることができて、当局と同じレベルで議論できたらそれは素晴らしいこと。
- 評価という言葉のマジックにも気をつけること。事業を評価しましたと言うとすごい分析をして評価をしたとみんな住民は思い込む。しかしそこで出てきた行政機関がやっている評価を見ると作文的な評価が出てくる。数字ではなく作文が出てくると、そこでまず議員が失望する。同時に地域住民も失望する。
- 今のところ執行機関にも立派な評価をするだけの時間もお金も与えられていない。評価にお金をつけているところはない。みんなマンパワーでやっている。評価を良くしようと思うとお金をつけるか人をつけないとできない。これが現実の問題。
- 8.8%でなくもっと増えて欲しいが、残念ながら停滞している。
- 事例として三重県議会は予算、決算常任委員会でその話をしている。当局は 7 月に成果レポートを作って議会に提示する。⇒議会はレポートの中身を調査していく。⇒調査結果を「成果レポートに基づく今後の県政運営に関する申し入れ書」を作成し、知事に提出する。⇒それについて知事が全員協議会で回答をする、というやり方をしている。
- このとおり履行しなければならないということが明文化はされていない。しかし、地方自治法で決算審査に政策の成果を出すのを根拠にして、法に基づく付属書類として成果レポートを出す。来年度の予算のために意見を申し入れる側の地方議会に対するアプローチの枠組みとなっている。執行部側からも回答もらうようにすると聞きっぱなしにならない。執行部側も緊張感を持って対応する。
- 守谷市議会は基本条例に規定する。大体決算委員会で評価するが、分科会で作ったり、常任委員会で作ったり、分科会でチームを作ってそれぞれで評価をする会派評価をしている。しかし会派での評価を想定すると、政治性が強くなる懸念がある。
- 多摩市も議会基本条例に規定している。飯田市は自治基本条例に規定している。
- 議会としての評価活動をしている多くの議会が、基本条例に規定するなりそれぞれ根拠条例を

定めている。

- 議員としての評価活動は自らの主張に数字で語ることが大事だが、議員 1 人ですするには時間がかかる。しかし質問は作れる。有権者の対話を通してそれを当局にぶつけていく。
- 住民は生活感が第一で科学的な根拠には関心がない。しかし、自らの主張には数字で語ることが大事。
- 自分で定量データを作ることでもある。まず公表資料の定量データになれること。自ら QR コードでも作れる。定量データを作る。定量データをどう使うか様々な手法がある。

○所感

- 行政の行政による評価はお手盛りになりやすいとの説明は共感するものがある。そこで議会の主体的な評価活動が重要になってくるが、当局と同じような情報収集ができない中で、あらゆる機会を通して、議員自ら情報収集し、委員会や議会質問を通して客観的な評価を導き出す重要性を感じた。
- 様々な評価手法やデータ収集手法を紹介していただいた。本市の強みや弱みについて必要なデータを収集し、今後の政策評価について議会で取り上げていくことが重要であると感じた。
- 評価分析が重要なことは誰もが知っているが、新しい取り組みに目が行って評価がおろそかになってはいないか。政治的にもそのような傾向に陥りがちだが、議会は当局のチェック機関であり、客観的に市民に評価を伝えていく責任があることを改めて自覚し、行政評価・政策評価に取り組んでまいりたい。
- 本市での行政評価は、行財政改革大綱において列挙された項目について行われており、行財政改革推進委員会に報告し意見をいただいている。委員会の評価とは別に、議員として幅広くチェックしていく必要があると感じた。

研修会参加報告書

報告者 秋葉 雄

- ・研修会名 総合計画と行政評価への議会としての関わり方
主催 (株) 廣瀬行政研究所
- ・日 時 令和6年1月25日(木) 10:00~13:00
14:00~17:00
- ・参加者 黒井浩之 秋葉雄
- ・研修テーマ 午前「地方公共団体における総合計画の最新動向と進行管理のポイント」
午後「地方議員・議会と行政評価」
- ・研修内容 (午前)
 - ①計画行政の意義と総合計画の位置付け
 - ②総合計画導入の経緯と現在までの変遷
 - ③法による策定義務付けの廃止による影響
 - ④総合計画の枠組み(計画の位置づけ、構成等)の動向
 - ⑤一般的な策定プロセスと重視すべきポイント
 - ⑥策定プロセスへの住民参加の手法
 - ⑦特に留意すべき関連計画(デジタル田園都市構想、SDGs等)
 - ⑧行政評価を活用した総合計画進行管理への取り組み(午後)
 - ①地方自治体と行政評価
 - ②議員としての評価目的
 - ③議員と評価結果の使い途
 - ④議会としての評価活動
 - ⑤議員としての評価活動
 - ⑥議員・議会による行政評価の展望

・所感

これまで、市が策定する総合計画やそれを受けて策定される各種の個別計画について体系的に勉強したことはなく、自治体の将来ビジョン、青写真ともいうべき総合計画は概要版だけでも一読するだけでも大変で、この計画に基づいて行政運営が図られることは承知していても、じっくりと読むことは至難であると認識していた。

今回の研修に参加し、どんなに難しい言葉を使っている、市の行政運営を正しく理解するためには、総合計画がどのような時代背景の下、どのようなデータに基づいて策定されるものなのか、なぜ法による策定義務付けが廃止されたのか、策定プロセスにおいて、どのような点に着目しなければならないのか、等々、理解することが出来た。

人口減少・少子高齢化が加速度的に進行する時代状況の中で、10年間という長期ビジョンを描くことは出来るのか、激動する社会・経済・政治情勢の中で、総合計画の果たすべき役割も、また変化させねばならないと感じた。

係	専門員	係長	主査	主幹	局長	副議長	議長
							

別記様式 4

令和6年2月29日

鶴岡市議会議長 様

鶴岡市議会公明党

代表 黒井 浩之

政務活動費調査・研修報告書

調査・研修が終了いたしましたので、報告します。

期 日	令和6年2月13日
参加者氏名	黒井浩之
場所・会場	〈札幌市〉北農健保会館（オンラインにて聴講）
調査・研修 項目(目的)	廣瀬行政研究所オンラインセミナー 2月13日 講座①10:00～13:00 「議員が守るべき政治倫理とは」 講座②14:00～17:00 「議会におけるハラスメント～パワハラ・セクハラについて～」
調査・研修 の内容及び 所 見	詳細は別紙資料のとおり



オンライン研修会参加報告書（その1）

報告者 黒井 浩之

○研修会名 廣瀬行政研究所オンラインセミナー

○日時 令和6年2月13日（火）午前10:00～13:00

○研修参加者 黒井浩之

○研修テーマ 「議員が守るべき政治倫理とは」

○研修内容

〈資料61Pについて〉

- ・審査対象議員が意見書の通知を審査会から受けた後に、審査の結果について議長に対して陳述書（弁明書）を提出することができることについて、これは規定としておかしい。審査会の中で弁明すればいいだけであって、審査会が決めることに対してまた文句をいうことができるという規定をおいたらいつまでたってもけりがつかない。規定としてどうなのか。大津市は一応おかれている。

〈陳述書（弁明書）に否定的な理由についての再質問に対して〉

- ・弁明書を認めているところはそもそもない。これを認めると審査会で決めたことに対して結局ケチをつけることになる。何のために審査会にお願いして審査してもらってるのか。お願いしている意味合いを失うことになる。審査会が調査してる中で審査対象議員として弁明していて、それを踏まえて審査会として意見を出して、それをまた反論できるとなるといつまでたっても審査会のところの意見書がだせるのかとなる。
- ・規定としてすでに置かれているのなら陳述書（弁明書）を出すのではなく、それは例外規定みたいな形にして、原則は議会でその上がってきた意見書を見る中で、意見書内容についてその審査対象議員から弁明申し出があった場合に弁明を認めるとか、そういう例外的な措置の中でその意見書に対する考え方に対して、措置を出す前に再度議会が確認できる、とするのならいい。
- ・しかし、真っ向から審査会の報告書に対して陳述書（弁明書）を出せるとすると、その規定自体が他の議会でほとんどないというのがひとつと、それを認めるデメリットが非常に大きい。規定自体をどうするのか考えていただいた方がよろしい。そうじゃないと陳述書（弁明書）が長すぎたりすると報告書自体、意見書自体と競合してしまってどっちがどうなんだという話になる。
- ・本会議の場において適当な措置を取るときに弁明という形で口頭で聞けば良い。陳述書（弁明書）になってくると量とかも考えずとにかく自分の言いたい放題で、ただ一方的に言われるだけなので取り扱う議会の方も大変になってくる。

- ・陳述書（弁明書）については、一定の制約を設けていただく、ページ数もそうだし、そういう形を励行していただくとよろしい。
- ・議会から離れた第三者の方々に委ねた方が中立公平な判断が下される中で、議員さんも一定程度了承していただきやすい素地が生まれる。そうでないと審査会自体が議員さんで構成されると恣意的になされたという形で考えられる。陳述書（弁明書）と言う形を認めるとやっぱりかなりの量で反論されることもある。陳述書（弁明書）の取り扱いはやっているところがほぼないのと、陳述書（弁明書）自体の提出を認める必要はないと思ってる。あんまり実例もない。

○所感

- ・本市議会では政治倫理条例の改正が進められているが、そもそも何故政治倫理条例が必要とされるのか、これまでの事例をとおして学ぶことができた。
- ・また、政治倫理条例の実効性や運用状況について他市の状況を紹介していただき、これから改正まで参考となる事例を学ぶことができた。
- ・弁明書の取り扱いについて、本市議会議会改革特別委員会では意見が分かれているが、どのような観点から考えていけばいいのか、大変に参考になった。

オンライン研修会参加報告書（その2）

報告者 黒井 浩之

○研修会名 廣瀬行政研究所オンラインセミナー

○日時 令和6年2月13日（火）午後14:00～17:00

○研修参加者 黒井浩之

○研修テーマ 「議会におけるハラスメント～パワハラ・セクハラについて～」

○研修内容

- ・加害者は民事上の責任を問われるが、公務員（地方議員）は道義的責任を問われ、辞職にいたることもある。
- ・パワハラの3要件は、①優越的な関係②業務上必要かつ相当な範囲を超える③労働者の就業環境が害される、の3つが満たされればパワハラに該当する。
- ・議員は職員に対して優越的な関係が成立しているので①はすでに満たされる。
- ・②で何でもかんでもハラスメントとする人もいるが、それはハラスメントハラスメントという。被害者が訴えればハラスメントになるかということではなく、回数や行為、言動など俯瞰的客観的に見て判断する。
- ・職員への威圧的な言動、多くの職員の前での叱責はパワハラになる。相手の人格を否定するような叱責はパワハラ。
- ・パワハラがあるのは日本だけといわれている。
- ・セクハラはアメリカの考え方をそのまま取り入れている。
- ・ハラスメントをしている人は自分がしているという自覚がない。
- ・ハラスメントは被害者と加害者、第三者の意見をきちんときいて、事実を明らかにする。一方の話だけ聞いて決めつけるのはうまくない。
- ・多数会派が相談を握りつぶしたりされないように福岡県議会のように弁護士を相談員としておくこともひとつの方法。
- ・議員と議会事務局職員には上司部下の関係はなく、議員の調査依頼に応じる義務はない。上司は議長だけ。
- ・法律上は議員と執行機関の職員の関係は何もない。議員の資料要求に応える必要もない。
- ・ただし、選挙で選ばれた市民の代表たる議員に市民生活向上の目的のために協力することは事実上ありうるが、それは任意でしてくれているとのこと。
- ・議員と議員は法律的には優越がないが、実務上は会派内などにあり、パワハラと認定された例がある。
- ・相手の同意を得ずに会話録音したものも証拠能力は有効と判決されている。
- ・議運でセクハラ・パワハラが問題になる場合があるが、そもそも何が該当するか委員がしっかり認識することが大事なので、議員が研修などで認識を深めておくことが最初にある。

○所感

- 議員は職員に対して優越的な地位にあるとの話から、議員は自らを律する責任を負っている。また、民事上の責任だけでなく道義的な責任も伴うことを自覚する必要がある。
- 議会としての防止策として、①組織トップのメッセージ（議長が議会におけるハラスメントは議会からなくすべきであることを明確に示すこと）②ルールを決める（議会基本条例や政治倫理条例に関係規定を設ける。予防・解決について方針やガイドラインを作成する）ことなどがある。
- 本市議会では、今後議会基本条例の策定を進めることから、ハラスメント予防に関わる条文についても検討していきたい。